

●給与上手くんα ProII / 給与・賞与 Version 12.001

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 令和3年分 年末調整改正

➤ 各種帳票の改正

① 主な変更点一覧

『令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』・押印欄の廃止

『令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』・押印欄の廃止・二次元コードの設置

『令和3年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書』・押印欄の廃止

『令和4年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書』・押印欄の廃止

『令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書』・押印欄の廃止・二次元コードの設置

『令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書』・押印欄の廃止・二次元コードの設置・所得金額調整控除申告書の「★特別障害者」欄に“扶養控除等申告書のとおり”新設

『令和3年分 給与所得 退職所得に対する源泉徴収簿』・年末調整の税額欄に「所得金額調整控除の適用有・無」の選択肢追加

※他に年数変更、文言変更等ありますが、割愛いたします。

➤ 令和4年分 月々の源泉徴収税額

①「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計算の特例等」とともに税額は令和3年から変更ありません。

➤ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除

①住宅ローン控除の特別特定取得の対象期間の延長と、適用可能な床面積の条件緩和がされました。※年末調整プログラムへの影響はありません。

②平成23年居住開始分の適用期間終了、令和2年居住開始分の年調での適用開始に対応しました。

●注意

当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われます。

従来バージョンのプログラム（Ver.11.502 以前）では処理が行えなくなります。

また、データの通信・移動等も行えなくなります。

※他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

※令和3年分給与支払報告書（総括表）対応 給与処理dbプログラムは12月上旬に提供予定です。

※詳細は、次ページからの“給与処理db【給与計算】（VERSION:12.001）の変更点”を参照してください。

給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:12.001）の変更点

令和3年分 年末調整改正・改良内容

I. 令和3年分 年末調整改正

1) 各種帳票の改正

① 主な変更点一覧

帳票名	変更点
令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	・ 押印欄の廃止
令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	・ 押印欄の廃止 ・ 二次元コードの設置
令和3年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	・ 押印欄の廃止
令和4年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	・ 押印欄の廃止
令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書	・ 押印欄の廃止 ・ 二次元コードの設置
令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書	・ 押印欄の廃止 ・ 二次元コードの設置 ・ 所得金額調整控除申告書の「★特別障害者」欄に“ <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり”新設
令和3年分 給与所得 退職所得に対する源泉徴収簿	・ 年末調整の税額欄に「所得金額調整控除の適用 有・無」の選択肢追加

※他に年数変更、文言変更等ありますが、割愛いたします。

2) 令和4年分 月々の源泉徴収税額

① 「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計算の特例等」ともに税額は令和3年から変更ありません。

3) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除

① 住宅ローン控除の特別特定取得の対象期間の延長と、適用可能な床面積の条件緩和がされました。
※年末調整プログラムへの影響はありません。

② 平成23年居住開始分の適用期間終了、令和2年居住開始分の年調での適用開始に対応しました。

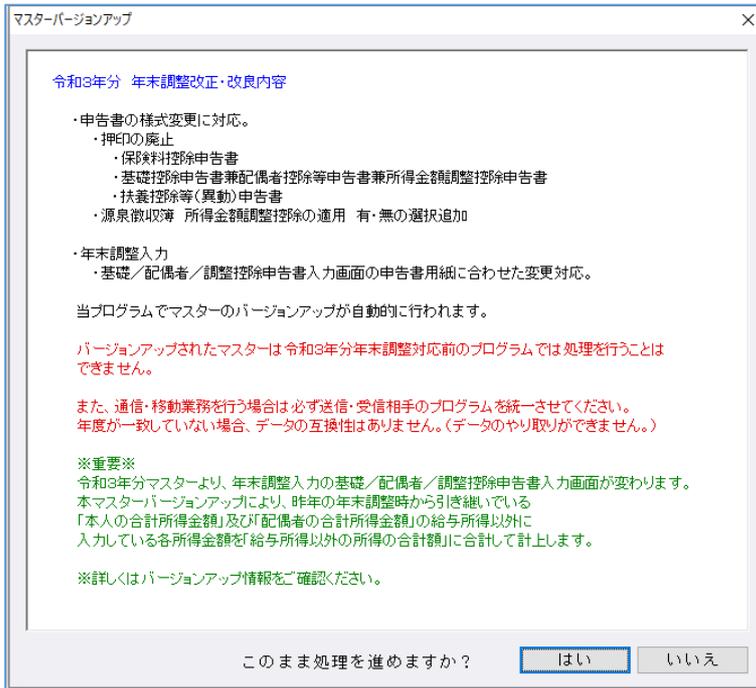
II. その他の改良

1) 年末調整入力画面構成の変更

- ・ 本人、配偶者の合計所得金額欄を申告書の様式に合わせるように変更しました。
- ・ 「基礎控除申告書の提出なし」を選択可能としました。
- ・ 「所得金額調整控除申告書の提出なし」を選択可能としました。
- ・ 所得金額調整控除対象となる扶養親族等を直接入力可能としました。
※詳細は後述を参照ください。

改良

- 入力画面等を開くと、改正内容等の情報を表示します。
変更内容を確認の上、“はい”で処理を進めてください。



※既存マスターの場合、マスターのバージョンアップが行われます。

I. 登録・導入

1) 新規会社登録・修正・削除

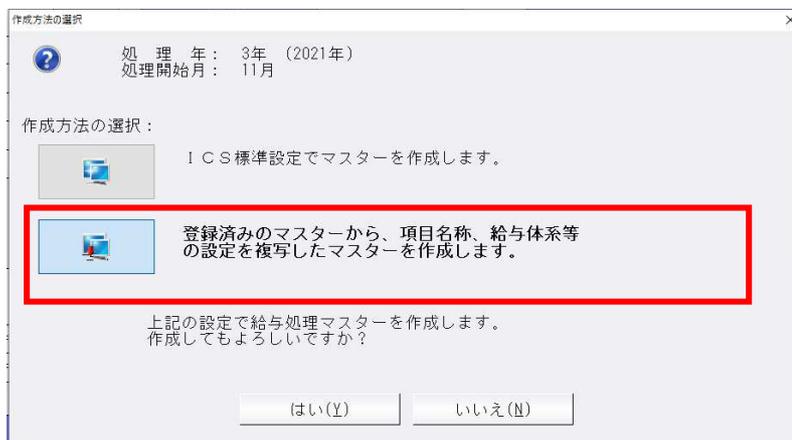
- ① 「個人番号の廃棄」の対象に、所得金額調整控除申告書画面の扶養親族等欄の個人番号を含むようにしました。

- ② 【会社登録】

新規会社作成時に登録済みの他マスターから、「項目名称・項目属性」「給与体系設定」「計算ルール設定」を複写する機能を追加しました。

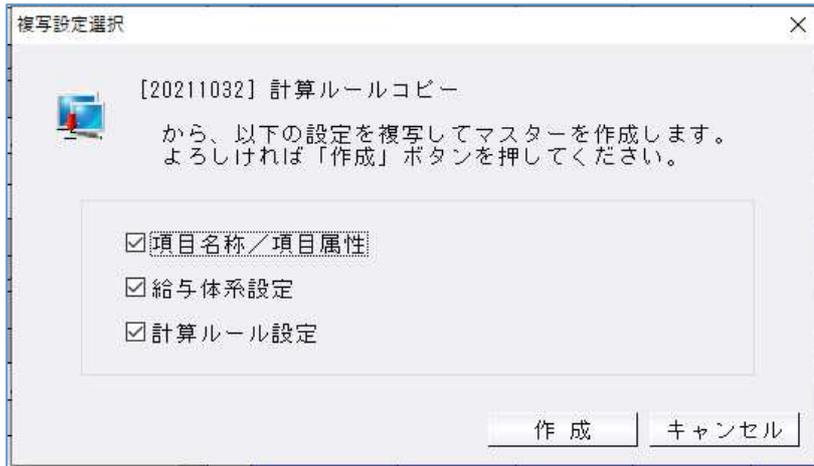
«複写の手順»

- a. 給与マスターを新規作成すると、下記ダイアログが出ます。



- b. 「登録済みのマスターから・・・」を選択すると会社選択画面が表示されます。

- c. 複写したい会社を選択すると下記ダイアログに移ります。複写したい項目にチェックをつけ、作成ボタンを押下してください。



③ 【社員登録】

令和2年以降のマスターで、扶養情報①の注意文言を「所得見積額は、年末調整データ入力の基礎/配偶者/調整控除申告書入力画面で入力してください。」に変更しました。

配偶者	あああ									対象外
	アアア									対象外
	-	-								対象外
										対象外

④ 【社員登録】

令和3年以降のマスターで扶養情報②タブの単身児童扶養者欄を表示しないようにしました。(令和2年分年末調整改正で単身児童扶養者が不要となったため。)



2) 会社・社員情報リスト／個人番号チェックリスト

- ①所得金額調整控除申告書入力画面の扶養親族等欄の変更に対応しました。
- ・区分に「扶養調整」を追加し、該当の扶養親族等の個人番号を出力するようにしました。

個人コード	社員氏名	区分	扶養氏名	登録	個人番号
00000	大阪 太郎	本人		○	****-****-****
00000	大阪 太郎	配偶者	北海道 花子	○	****-****-****
00000	大阪 太郎	扶養1	北海道 二郎	×	
00000	大阪 太郎	扶養調整	北海道 二郎	○	****-****-****

(外)：控除対象外 (配偶者の個人番号は対象外でも必要となる場合があります)

3) 翌年更新 (翌月更新)

- ①年末調整データ入力的基础／配偶者／調整控除申告書画面の変更に伴い、マスターバージョンアップと同様の対応をしました。
- ※調整控除申告書の手入力した扶養親族等については、通常月はグレーで表示されませんが、年調月(該当欄が白色で入力可能な状態のとき)に表示されるようになります。

II. 給与・賞与／出力処理

1) 支払帳票 (明細書等) / 明細書出力

- ①一人分・一人分封筒用の「連絡欄選択」について、以下の3つのケースでチェックのない状態になるよう変更しました。
- ・連絡欄設定を個人選択で処理終了し、次回起動したとき。

3 年 12 月分 (給与)

出力社員選択 [選択 : 1 / 対象 : 5 / 全体 : 11]

天王寺株式会社

- 000001 : 本人のみ (0)
- 000002 : 配偶者あり (0)
- 000003 : 扶養有 (3)
- 000004 : 他者控除 (0)
- 000005 : 調整控除 (0)
- 1 : 障害者

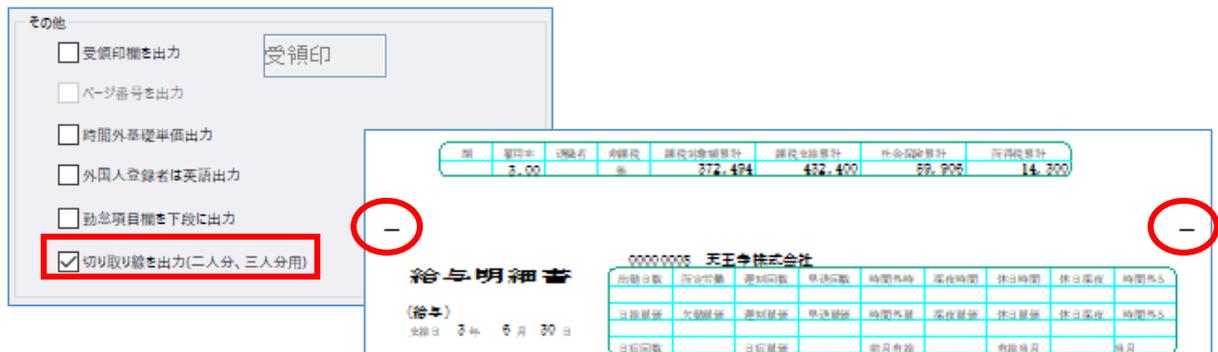
社員番号3の社員に、連絡欄3を使用しています。

※上図のように「連絡欄設定」が“個人選択”で連絡欄が使用されている状態にも関わらず、処理終了して再度業務に入ると「連絡欄選択」が“なし”になっていたため、気づかずに連絡欄に不要なコメントのある状態で使用していたケースがありました。以下2つのケースも、誤った状態での使用を避けるため、同時に改良しました。

- ・出力社員選択が未選択で、連絡欄設定の会社共通又は個人メモから個人選択に切り替えたとき。
- ・異なる連絡欄を設定している複数の社員について出力社員選択で指定したとき。

②給与明細書の「二人分、控、台帳」で、切り取り線に対応しました。

- ・F6 出力設定の出力設定タブのその他の選択「切り取り線を出力（三人分用）」を「切り取り線を出力（二人分、三人分用）」に変更して、「二人分、控、台帳」でも選択可能にしました。



2) 賃金帳票／給与台帳兼賃金台帳

①源泉徴収簿兼賃金台帳について、F6 項目設定の勤怠タブの選択項目に「日給単価、時給単価、欠勤単価、遅刻単価、早退単価、時間外基礎単価、日宿単価」を追加しました。

日	宿	回	数			
日	給	単	価			
時	給	単	価			
欠	勤	単	価			
遅	刻	単	価			
早	退	単	価			
時	間	外	基	礎	単	価
日	宿	単	価			

3) 賃金帳票／月別給与一覧表

①F6 項目設定の勤怠タブの選択項目に「役職単価、家族単価、食事単価、手当単価、控除単価、役職回数、家族回数、食事回数、手当回数、控除回数」を追加しました。

日	役	職	単	価	月
家	族	単	価	単	価
食	事	単	価	単	価
手	当	単	価	1	
役	職	回	数	数	
家	族	回	数	数	
食	事	回	数	数	
手	当	回	数	1	
本	給			給	

②作成年月の出力選択（チェックボックス）を追加しました。



- ・「作成年月」のチェックを外すと、【期間】の下の【給与（又は賞与）】が出力されなくなります。



4) 賃金帳票／支給・控除一覧表

①作成年月の出力選択（チェックボックス）を追加しました。
※上記と機能は同様です。

Ⅲ. 年末調整／年末調整

1) 年末調整データ入力／基礎/配偶者/調整控除申告書入力タブ (αは給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です)

①年末調整データ入力の「基礎/配偶者/調整控除申告書入力」画面を変更しました。

基礎控除申告書 / 配偶者(特別)控除申告書 / 所得金額調整控除申告書											
配偶者氏名		個人番号		本人と住所が異なる場合の配偶者住所			非居住者		配偶者氏名転記		
北海道	花子	生年月日		郵便番号(検索用)			生計を一にする事実				
おかけ	けい	昭和41年01月04日									
◆給与所得者の基礎控除申告書◆					◆給与所得者の配偶者控除申告書◆						
所得の種類		収入金額等		所得金額		所得の種類		収入金額等		所得金額	
給与所得		9,000,000		7,000,000		給与所得		1,200,000		850,000	
給与所得以外の所得の合計額				1,100,000		給与所得以外の所得の合計額				275,000	
合計所得金額				8,100,000		配偶者の合計所得金額				925,000	
<input type="checkbox"/> 基礎控除申告書の提出なし				基礎控除の額				配偶者控除の額			
				48 万円				0 万円			
<input type="checkbox"/> 所得金額調整控除申告書の提出なし				所得金額調整控除申告書の提出なし				配偶者特別控除の額			
								38 万円			
◆所得金額調整控除申告書◆											
要件		扶養親族等		氏名・カナ(姓/名)		個人番号		生年月日		特別障害者に該当する事実	
<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者		<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者		北海道 一郎		平成02年02月02日		扶養親族が特別障害者		ああああ	
<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者		<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満		おかけ けい		住所又は居所 病所 所得見種類		子		<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり	

[変更点]

◎「本人の合計所得金額」「配偶者の合計所得金額」について、所得の種類を“給与所得”と“給与所得以外の所得の合計額”に変更しました。また、従来あった“必要経費等”の列を削除しました。

※従来

本人の合計所得金額				配偶者の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額	所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	9,000,000	2,000,000	7,000,000	給与所得	1,200,000	550,000	650,000
事業所得	1,000,000	800,000	200,000	事業所得	100,000	50,000	50,000
雑所得	1,000,000	800,000	200,000	雑所得	100,000	50,000	50,000
配当所得	1,000,000	800,000	200,000	配当所得	100,000	50,000	50,000
不動産所得	1,000,000	800,000	200,000	不動産所得	100,000	50,000	50,000
退職所得	1,000,000	800,000	200,000	退職所得	100,000	50,000	25,000
上記以外の所得	1,000,000	800,000	200,000	上記以外の所得	100,000	50,000	50,000
合計所得金額			8,100,000	配偶者の合計所得金額			925,000

令和2年マスターの翌年更新、又は令和3年マスターのマスターバージョンアップの際に、各々の“所得金額”(上図の赤枠と緑枠の点線)が合算され“給与所得以外の所得の合計額”(上図の赤枠と緑枠の実線)になります。

※令和3年年調プログラム

本人の合計所得金額			配偶者の合計所得金額		
所得の種類	収入金額等	所得金額	所得の種類	収入金額等	所得金額
給与所得	9,000,000	7,000,000	給与所得	1,200,000	850,000
給与所得以外の所得の合計額		1,100,000	給与所得以外の所得の合計額		275,000
合計所得金額		8,100,000	配偶者の合計所得金額		925,000

◎「基礎控除申告書の提出なし」、「所得金額調整控除申告書の提出なし」の選択ができるチェックボックスを新設しました。

・「基礎控除申告書の提出なし」にチェックを入れると「基礎控除の額」は“0”を表示します。

<input checked="" type="checkbox"/> 基礎控除申告書の提出なし	
基礎控除の額	0 万円

・「所得金額調整控除申告書の提出なし」のチェックを切り替えると本人の給与所得金額は都度再計算されます。

・「所得金額調整控除申告書の提出なし」のチェックを入れると◆所得金額調整控除申告書◆欄は全てグレーで変更不可となります。「扶養親族等」欄に入力がある場合、その情報は保持されますが、出力しません。

◆所得金額調整控除申告書◆		▽所得金額調整控除申告書の提出なし		個人番号		生年月日		特別障害者に該当する事実							
要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者	氏名・カナ(姓/名)		住所又は居所		続柄		所得見積額		特別障害者に該当する事実					
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者										北海道	一部	納納	所得見積額	あああああ
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者										わかたう	いの	子		扶養控除等申告書のとおり
<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満															

◎◆所得金額調整控除申告書◆の特別障害者欄に「扶養控除等申告書のとおり」のチェックボックスを新設しました。

特別障害者	特別障害者に該当する事実
<input checked="" type="checkbox"/>	扶養控除等申告書のとおり

②◆所得金額調整控除申告書◆の「扶養親族等」欄を入力可能としました。

◆所得金額調整控除申告書◆		□所得金額調整控除申告書の提出なし		個人番号		生年月日		特別障害者に該当する事実							
要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者	氏名・カナ(姓/名)		住所又は居所		続柄		所得見積額		特別障害者に該当する事実					
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者														
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者														
<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満															

Home 扶養選択

※令和2年分年末調整プログラムでは入力できず、自動判定できない要件に該当する社員の帳票については出力後に手書きの必要があったため、令和3年分より入力・出力できるよう対応しました。

・氏名・カナ(姓/名)、住所又は居所、続柄の欄にカーソルがあるとき、メニューバーの「Home 扶養選択」ボタンが使用可能です。

扶養選択には、扶養情報①タブに登録のある扶養親族等、扶養情報②タブに登録のある他の所得者が控除を受ける扶養親族等が表示されますので、該当の扶養者の登録がある場合は選択します。

北海道	一部
北海道	二助
北海道	三助
北海道	逸平
北海道	三助

・直接入力することも可能です。

・以下の場合には「扶養親族等」欄への入力できません。

1. 「所得金額調整控除申告書の提出なし」のチェックが入っている。
2. 扶養情報から適用の自動判定がされている。

③配偶者の所得金額が“0円”で配扶養区分「対象外」の社員について、配偶者の収入金額等の変更後も所得金額が“0円”のまま変わらないときに、配偶者区分の選択ダイアログを表示するように変更しました。

<p>配偶者控除の対象となりました。区分を選択してください。</p> <p>一般 対象外</p>

④本人の給与所得の収入金額等が2,000万超の場合にも、給与所得金額を計算するよう対応しました。

※令和2年分年末調整プログラムまでは、二以上の事業所等から給与収入を得ているケースにおいて、2,000万円を超えたとき等の所得金額は実額で変更する必要がありましたが、本改良により自動算出が可能となりました。

⑤クラウド時の個人番号情報の更新に対応しました。

5) 年末調整帳票／源泉徴収簿、年末調整票

①年末調整の税額欄に「所得金額調整控除の適用有・無」の選択肢を追加しました。

※年末調整データ入力時の「控除入力」画面の“所得金額調整控除額”欄に金額があるか否かで自動判定します。

	入力額	控除額
非課税修正分 / 給与・賞与等合計		9,000,000
所得金額調整控除額 / 給与所得控除後の給与等の額	50,000	7,000,000
内小規模企業 / 給与等からの控除分		1,040,000

控除額があれば、所得金額調整控除の適用は「有」に○がつきます。

区	分	金	額	税	額
給	料	・	手	当	等
①		6,000,000	円	③	120,000
賞	与	等		⑥	40,000
④		3,000,000			
計		⑦	9,000,000	⑧	160,000
給	与	所得	控	除	後
⑨		7,050,000			
所得	金額	調整	控	除	額
⑩		50,000			
給	与	所得	控	除	後
⑪		7,000,000			
社会	保	給	与	等	か
⑫		1,040,000			
除	料	等	出	発	さ
⑬		0			

6) 確認帳票／年末調整チェックリスト

①「一覧表出力」について、本人区分の項目「障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生」に控除額を出力するように対応しました。

【本人区分】		
障害者	YES /	270,000
特別障害者	NO /	
寡婦	NO /	
ひとり親	NO /	
勤労学生	NO /	
死亡退職		NO
災害者		NO
外国人		NO

V. 通信・移動／給与抽出処理

1) 給与マスターコピー

①給与マスターコピー及び、給与上手くんクラウドの個人番号変換において、所得金額調整控除申告書画面の「扶養親族等欄の個人番号」も対象に含むよう対応しました。

VI. 給与マスター表形式処理（Pro IIのみ）

1) 給与マスター表形式処理

【ファイル作成】

①【扶養親族項目】に含まれる出力項目「控除を受ける左記の内容」を「障害者又は勤労学生の内容」に名称変更しました。（令和3年以降）

控除を受ける左記の内容	→	障害者又は勤労学生の内容
大阪 花子：身体障害者7級		大阪 花子：身体障害者7級

②所得金額調整控除項目の出力に対応しました。

【年末調整項目】の予備項目「年調 38～年調 47」を調整控除の各項目に変更しています。

所得金額調整控除対象	調整控除対象	調整控除対象	調整控除対象	調整控除対象	調整控除対象	調整控除対象	調整控除対象	調整控除対象	調整控除特別
23歳未満扶調整		扶調整		子		平20/01/01			

【データ取込】

- ①【年末調整項目】の配偶者給与収入を取り込まずに、【扶養親族項目】の配偶者給与所得を取り込んだ場合に、配偶者給与所得の欄に実額で取り込むようにしました。
- ②年末調整入力画面の変更のため、本人、配偶者のその他所得の取込変更に対応しました。
- ③所得金額調整控除項目の取込（項目は上記1）③と同様）に対応しました。

修正

I. 給与・賞与／給与・賞与

1) 給与・賞与入力

- ①多人数マスターを処理終了しようとするときに正常に終了できない場合があったのを修正しました。

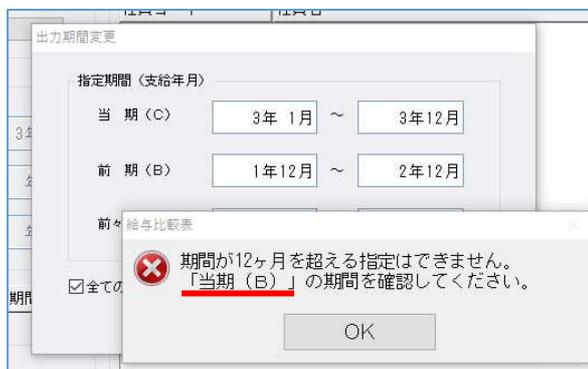
II. 給与・賞与／出力処理

1) 賃金関連／給与台帳兼賃金台帳

- ①給与台帳（拡張）で過去一年出力すると、賞与時の時間外支給項目の項目名は出力されるが金額が出力されなかったのを修正しました。

2) 比較表／比較表

- ①出力期間変更のメッセージの表示を正しく修正しました。
 - ・出力期間変更で、前期又は前々期の期間を1年超となるように指定してOKで閉じると、「期間が12か月を超える指定はできません。「当期（B）（又は（C）」の期間を確認してください。」と、前期又は前々期と表示すべきところ「当期」と表示していたのを修正しました。



III. 通信・移動／給与抽出処理

1) 給与抽出処理

- ①過年度マスターの上書き抽出時、給与マスターと年調のみマスターの両方が会社選択一覧に表示されていたため、処理しているマスターと同じ業種のみ表示されるように修正しました。

IV. 給与マスター表形式処理 (Pro II のみ)

1) 給与マスター表形式処理

【ファイル作成】

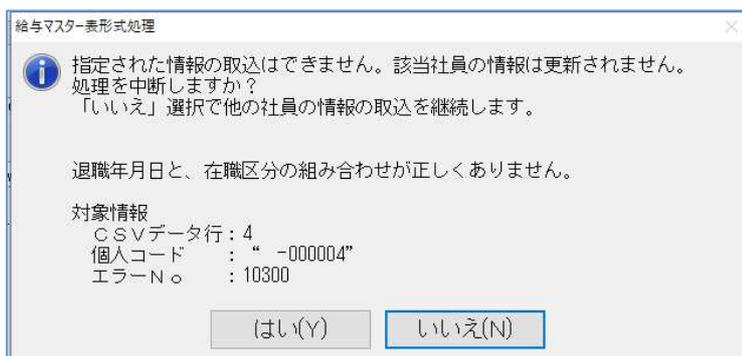
- ①「有給当月使用日数」「前月有給残日数」にマイナスかつ小数点以下の数字が入っている場合に、CSV ファイルに正しく出力されなかったのを修正しました。

例：“-1.50”を入力した場合

×	有給当月使用日数	前月有給残日数	○	有給当月使用日数	前月有給残日数
	-51	-51	→	-1.5	-1.5

【データ取込】

- ①単独年調（過不足税額のみ）のとき、CSV 内の「在職区分」に当月退職者、「徴収区分」に普通徴収、「退職年月日」を入力していると、下記エラーが出てデータ取込みができなかったのを修正しました。



- ②扶養親族②タブの「障害者又は勤労学生の内容」が、CSV の設定項目で【扶養親族項目】を未設定、又は設定しても未入力の CSV ファイルを取り込むと、空欄となっていたのを修正しました。

以上